

イングランドとウェールズにおける水事業の広域化 と民営化について

広域化改革前(～1973年)

上下水道事業における数々の課題

- 小規模事業者の乱立
- 1970年で約1,400の上下水道事業者が存在
 - ✓ 198の水道事業者
 - ✓ 1393の下水道事業者
 - ✓ 29の河川監督機関
- 非効率的な水資源管理
 - ✓ 同一河川に複数の事業者が存在。このため、上流側事業者が下水を放流する一方、下流側事業者が上水として取水等、非効率的な水資源管理。
 - ✓ 事業者毎に管理方法が異なるため、全事業者が水質基準を満足することが困難。
- 不十分な洪水・渇水対策
 - ✓ 事業者が小規模であるために、場当たりの水資源開発を実施
 - ✓ 各事業者は最低限の投資しか行っていなかった。
- 全国不均一な基準
 - ✓ 事業者毎に異なる基準の適用

改革の必要性

- 1960年代後半から政府は水事業のあり方について数多く検討を行った。
- 今後も増加する水需要と下水道処理に関する投資増大に対して効果的な事業のあり方の検討を行った。
- その結果、事業を垂直的に統合し、大規模な地域独占の事業者に行わせるのが最適であると結論づけた。

1973年水法改正による広域化

1973年 水法改正

- 10の流域管理庁に再編成
 - ✓ イングランドとウェールズの上下水道・河川関連事業を流域別に10の流域管理庁に再編
 - ✓ 従業員75000人、年間収益22億ポンド、年間投資額22億ポンドの事業が再編成された。
- 事業の垂直統合
 - ✓ 水資源管理に関わる河川管理、水道事業、及び下水道事業の計画策定・建設・維持管理を全て、流域管理庁の事業範囲とした。
- 流域管理庁の資金調達
 - ✓ 雨水排水、上下水道の地方への普及に関しては中央政府から補助金が出る。
 - ✓ 上記補助金以外は全て料金収入で賄うこととされた。上下水道料金や遊漁料などである。
- 上下水道事業の実施面については、全く法改正されていない。



1973年水法改正により統合された10の流域管理庁

1974年 汚染防止法

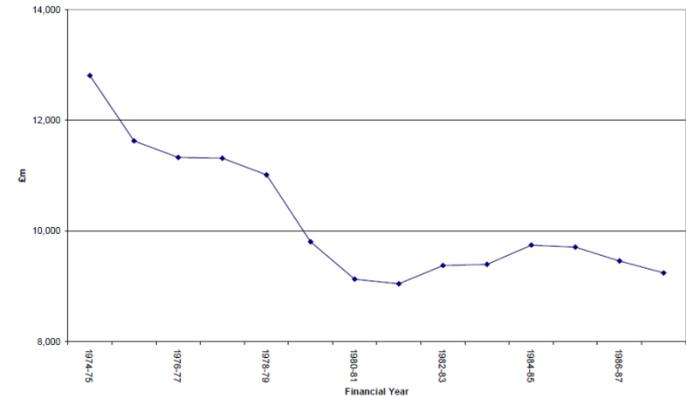
- 汚濁物質管理の責任を旧河川管理者から1973年にできた10の流域管理庁に移転
- 流域管理庁に排水基準の公表を求めた(しかし、1985年まで実施されず)

1973年水法改正後の状況

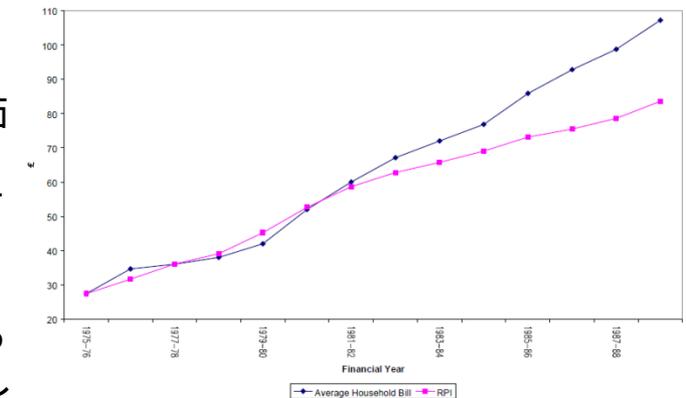
1973年 水法改正後の状況

広域化により、事業の効率化はある程度図られたが、下記の状況に直面。

- 承継した負債＋引き続き施設投資の重荷
 - ✓ 流域管理庁が継承した負債は総額で136億ポンド(2003-4年換算)
 - ✓ 負債により事業経費が増大
- 1970年代～1980年前半のインフレーション
 - ✓ 高いインフレ率が続き、政府も負債積み増しや上下水道料金の大幅な値上げに対する許可が困難な状況に
- 困難な資金調達
 - ✓ 上下水道料金の値上げ率は1970年台は小売物価指数を超えない程度を維持していたが、このために投資計画達成やさらなる借り入れの調達がますます厳しい状態となっていた。
- 統一的な排水基準の不在
 - ✓ 国家レベルでの排水基準の策定を行っていなかったため、各流域管理庁が排水基準を自由に設定した。これにより、実質的に排水基準が緩和されることとなり、EC基準を満たさない状況となった。



流域管理庁の総負債額(1974～1988)(2003-4年換算)



家庭用の平均上下水道料金(1975～1989)

1989年 上下水道事業の民営化へ

イングランド・ウェールズにおける上下水道事業者の株主構成

上下水道事業者(Water & Sewerage companies)

事業者名	親会社(存在する場合)	株主名(親会社が存在する場合は親会社の株主)			
		株主1	株主2	株主3	株主4
Anglian Water Services Ltd	-	The Canada Pension Plan(CPP) Investmet Board(加、年金基金) 32.9%	Colonial First state Global Asset Management (豪、コモンウェルスオーストラリア銀行の資産運用部門) 32.2%	IFM investors (豪、年金ファンドの資産管理会社) 19.8%	3i (英) 15.0%
Northumbrian Water Ltd	-	Cheung Kong Infrastructure Holdings (港) 40%			
Severn Trent Water Ltd	Severn Trent plc (英、インフラ事業会社)	-			
Southern Water Services Ltd	Greensands Holdings Limited(英)	-	-	-	-
South West Water Ltd	Pennon Group plc(英、水道・廃棄物・エネルギー事業会社)	-			
Thames Water Utilities Ltd	Kemble Water Holdings Ltd	Macquarie group(豪)	BT Pension Scheme 13%	Abu Dhabi Investment Authority 10%	the China Investment Corp.
United Utilities Water plc	United Utilities plc (英)	-	-	-	-
Wessex Water Services Ltd	YTL Power International(マレーシアのコングロマリット、インフラ事業も実施)	-	-	-	-
Yorkshire Water Services Ltd	Saltaire Water Limited (英)	Citiグループ(米)	HSBC (港)	シンガポール政府投資公社(星)	Prudential Group's Infracapital Partners (英)
Dwr Cymru Cyfyngedig (Welsh Water)	Glas Cymru(ウェールズ、保障有限責任会社)	株主は存在しない			

イングランド・ウェールズにおける上下水道事業者の株主構成 水道事業者(Water only companies)

事業者名	親会社(存在する場合)	株主名(親会社が存在する場合は親会社の株主)			
		株主1	株主2	株主3	株主4
Bristol Water plc	Agbar(西、スエズの子会社)30% 特別目的会社 70%	Capstone Infrastructure Corporation71% (Bristol Waterの50%相当)	伊藤忠商事29% (Bristol Waterの20%相当)	-	-
Sutton & East Surrey Water plc	Sumisho Osaka Gas Water UK Limited	住友商事 50%	大阪ガス 50%	-	-
Affinity Water	Rift Acquisitions (Investments) Limited90% Veolia(仏、水事業会社)10%	Morgan Stanley (米、金融) (Rift Acquisitionsの5/9)	M&G Investments (英) (Rift Acquisitionsの4/9)	-	-
Cholderton & District Water Company Ltd	-	非公開有限責任会社	-	-	-
Dee Valley Water plc	-	AXA S.A. (仏、金融) 35%			
Portsmouth Water plc	-	South Downs Employee Benefit Trust 40%			
Sembcorp Bournemouth Water Ltd	Sembcorp Industries Limited(星、インフラ事業会社の関連投資会社)	-	-	-	-
South East Water Ltd	HDF Holdngs Limited(英)	Utilites of Australia Pty Limited (豪、年金ファンド)	Caisse de dépôt et placement (加、年金ファンド)	-	-
South Staffordshire Water plc	-	Alinda Capital Partners (米、インフラ投資会社)	-	-	-